

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 53 年 3 月まで

昭和 53 年頃、A 村役場において、老齢年金の受給要件を満たせないと言われ、どうしたら良いかと相談をしたところ、特例にて年金を遡って納付できるとの説明を受け、夫婦二人分の保険料を納付した。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年に申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、未納となっている 5 年分の保険料を遡って納付したと主張しているところ、A 村の被保険者名簿により、53 年\*月 26 日に資格取得届を提出し、同年\*月 30 日には、昭和 53 年度分の国民年金保険料を前納していることが確認できることから、その直後となる同年 7 月 1 日から実施されていた第 3 回特例納付により、申立期間の保険料を納付したものと推認できる上、申立期間は国民年金の強制加入期間であることから保険料の納付が可能な期間である。

また、夫婦二人分の加入手続を行った申立人の妻は、役場職員から厚生年金保険と国民年金は別々の制度なので、期間を合算できないとの説明を受け、特例納付することを勧められた経緯について、具体的かつ鮮明に記憶しており、手続を行った昭和 53 年\*月から 60 歳に到達する前月までの期間は、285 月となり、国民年金の受給資格が得られる 25 年 (300 か月) に 15 月不足することから、申立期間当時、特例納付制度を利用して受給資格期間を満たす目的で国民年金保険料を納付したものと推認できる。

さらに、知人である元役場職員及び元従業員は、「申立人の妻が、役場の目

の前で店を経営しているときに、『BからCに帰ってきて、それまで払って  
なかった国民年金を、特例で払える時期にまとめて払った。』と話してい  
た。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を  
全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年  
金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から53年3月まで

昭和53年頃、A村役場において、ご主人は老齢年金の受給要件を満たせないとわれ、どうしたら良いかと相談をしたところ、特例にて年金を遡って納付できるとの説明を受け、夫婦二人分の保険料を納付した。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、未納となっている5年分の保険料を遡って納付したと主張しているところ、A村の被保険者名簿により、53年\*月26日に資格取得届を提出し、同年\*月30日には、昭和53年度分の国民年金保険料を前納していることが確認できることから、その直後となる同年7月1日から実施されていた第3回特例納付により、申立期間の保険料を納付したものと推認できる上、申立期間は国民年金の強制加入期間であることから保険料の納付が可能な期間である。

また、夫婦二人分の加入手続を行った申立人は、役場職員から厚生年金保険と国民年金は別々の制度なので、期間を合算できないとの説明を受け、特例納付することを勧められた経緯について、具体的かつ鮮明に記憶しており、手続を行った昭和53年\*月から申立人の夫が60歳に到達する前月までの期間は、285月となり、国民年金の受給資格が得られる25年(300か月)に15月不足することから、申立期間当時、特例納付制度を利用して申立人の夫の受給資格期間を満たす目的で国民年金保険料を納付したものと推認できる。

さらに、知人である元役場職員及び元従業員は、「申立人が、役場の目の前で店を経営しているときに、『BからCに帰ってきて、それまで払っていなか

った国民年金を、特例で払える時期にまとめて払った。』と話していた。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 35 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月集金により納付していたが、60 歳になる頃に、36 年 4 月分から 41 年 3 月分までが未納という知らせが来たので、市役所で 5 年分をまとめて納付書により現金で納付した。2 回も重複して納付しているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の制度発足時に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月集金により納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出補助簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 10 月以降に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持している国民年金手帳には、41 年 10 月 20 日発行と記載されていることから、申立人が主張するのとおり申立期間の保険料を月々納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、60 歳になる頃に、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料が未納である旨の通知が来たので、市役所において 5 年分をまとめて納付書により現金で納付したと主張しているが、第 3 回特例納付が行われた時期と 10 年以上も開きがあり、申立人の主張のとおり納付することは不可能である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から10年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から10年1月まで  
申立期間の国民年金保険料をA氏に納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を地区の世話役で保険料の集金業務を行っていたA氏に納付していたと主張しているが、申立期間については、申立人が60歳になった以降の任意加入の対象となる期間であるところ、B市の申立人に係る国民年金被保険者記録において任意加入の届出の記録は無い上、申立人は、「60歳以降に国民年金の加入手続を行った記憶は無い。」と供述しており、申立期間において、申立人は、国民年金に未加入であることから、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、加入可能年数が全て保険料納付済期間で満たされていることから、任意加入はできなかったものと考えられる上、B市は、「加入可能年数を満たした人については、加入させていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付状況の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 789（事案 190、593 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 20 日から 57 年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間ずっと同じ額の給料 18 万円をもらっていたのに、標準報酬月額が低くなっていることに納得がいかず、再申立てを行ったが、記録訂正はできないとの回答だった。

今回、給料の支給額に関する当時の副社長の証明書を新たに提出するので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、保険料控除を確認できる給与明細書や所得税源泉徴収票等の資料は無いこと、当時の事務担当者によると、算定基礎届については、提出後に社会保険事務所（当時）から調査があり、関係帳簿との確認がなされていたので適正に事務処理がされていたこと、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらず、同僚の証言も得ることができないことなどの理由から、当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 20 日及び 22 年 10 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回新たに提出された、給料の支給額に関する申立事業所元副社長の証明書及び証言により、申立期間における申立人の給与について、18 万円である時期があったことは推認できるものの、時期を特定することはできず、これら証言等は申立人の給与額及び保険料控除額を確認できる具体性を有しているものではない。

このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。